

## 社会福祉法人野洲慈恵会資格取得支援規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野洲慈恵会（以下「本会」という。）の資格取得支援に関し必要な事項を定めることにより、本会職員の育成および職務上必要な能力の向上を図り、もって本会が運営する施設の利用者へのサービス向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「資格取得支援制度」とは、第3条に定める資格について、取得および更新等にかかる費用（以下「取得費用等」という。）に対し、本会が助成する制度をいう。

### (対象資格)

第3条 資格取得支援制度（以下「本制度」という。）の対象資格は、本会が取得を奨励し、それにより能力向上やサービス向上が期待できるものとして本会が認定した資格であって、別表に定めるものをいう。

### (助成対象者の要件)

第4条 本制度の適用を受けることができる者は、次の要件の全てを満たした上で理事長が認めた者とする。

- (1) 本会就業規則または非常勤職員就業規則に規定する職員
  - (2) 本会での就業経験が6ヶ月以上の職員で、資格取得後も継続して従事することができると思われる者
- 2 前項の規定にかかわらず、要件を満たしていない者であっても、理事長が特に認めた場合は、本制度の対象とすることができる。

### (取得費用等の助成に関する取り扱い)

第5条 対象資格の取得費用等に関する助成の取り扱いは、別表の通りとする。

2 本会が資格取得を命じた場合は、費用の全額を本会の負担とするとともに、資格取得に要した時間や日数は出勤扱いとする。

### (助成の申請)

第6条 本制度の適用を受けようとする者は、資格を取得しようとする前に、資格取得費用等助成申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、資格取得等に要する費用を明らかにした書類を添付し、理事長に申請しなければならない。

### (助成の決定)

第7条 理事長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内で助成額を決定し、資格取得費用等助成決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第8条 前条の規定により助成の決定を受けた者であつて、当該決定に係る資格取得等に  
必要な試験や研修等を実施した場合は、実施結果を報告するとともに、次の書類を添付し  
て、資格取得費用等助成金請求書(様式第3号)を理事長に提出しなければならない。

(1) 取得した資格の資格証等の写し

(2) 資格取得等に要した費用(受験料・研修費用・テキスト代等)を示す領収証等の書  
類

2 前項に定める助成金は、当該決定に係る資格取得等に必要な試験や研修等の実施後、  
6ヶ月以内に請求しなければならないものとする。

(助成金の支払い)

第9条 理事長は、前条の請求書を受領し、その内容が適当と認めたときは、速やかに助成  
金を支払うものとする。ただし、理事長が特に認めた場合は、第7条の規定による助成決  
定後遅滞なく助成金を支払うことができるものとする。

(重複申請の禁止)

第10条 本制度の助成を受けるにあたり、本制度と類似する他の助成制度との重複申請  
はできないものとする。ただし、他の制度を利用して助成等を受ける際の助成額が別表の  
助成対象範囲とする金額に満たない場合は、その差額を申請することはできる。

(助成決定の取り消し等)

第11条 理事長は、本制度に基づく助成決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、  
助成金の全部または一部を取り消し、または返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 本制度を活用して助成金の支給を受けた後、6ヶ月以内に退職したとき。

(3) 研修等の受講が取得要件の資格であつて、本制度を活用して資格取得のための研修  
等を受講するが、研修を最後まで終了できず、資格が取得できなかった場合。

(4) 助成の決定後または助成金の交付後、助成申請をした者が当該申請を取り下げた場  
合。

(5) その他助成することが不相当と認められるような事案があつた場合。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

別表（第3条、第5条、第10条関係）

取得を支援する資格の取り扱いについて

資格名	対象職員	助成対象範囲		勤務取り扱い	旅費	備考
		内容	助成金額			
介護福祉士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い (試験)	個人負担	学習図書は受験 年度ごとに助成
		登録費用	全額			
		自主学習図書	実費 (上限1万円)			
実務者研修	取得を希望する者	研修費用	全額	公休または 年次有給休暇	個人負担	
		自主学習図書	実費 (上限1万円)			
介護職員 初任者研修	取得を希望する者	研修費用	全額	公休または 年次有給休暇	個人負担	
		自主学習図書	実費 (上限1万円)			
社会福祉士	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い (試験)	個人負担	学習図書は受験 年度ごとに助成
		登録費用	全額			
		自主学習図書	実費 (上限1万円)			
介護支援専門員	取得を希望する者	受験料	全額	出勤扱い (試験・講習)	個人負担	学習図書は受験 年度ごとに助成
		実務研修費用	全額			
		自主学習図書	実費 (上限1万円)			
介護支援専門員 更新研修	取得を希望する者	更新費用	全額	公休または 年次有給休暇	個人負担	
その他理事長が 認めた資格	取得を希望し、理事長が 認めた者	資格取得に要する 費用	全額または 一部	職務上の必要性に応じて判 断する		

令和 年 月 日

## 資格取得費用等助成申請書

社会福祉法人野洲慈恵会  
理事長 奥村義一 様

所属 \_\_\_\_\_

職種・役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、社会福祉法人野洲慈恵会資格取得支援規程第6条の規定に基づき、以下の通り助成を申請します。

資格等の名称	
試験日	年 月 日
研修期間	年 月 日 ~ 年 月 日
研修機関	
資格取得予定日	年 月
所要費用	
備考	

※1：「試験日」は資格取得のための試験を受ける場合に記載

※2：「研修期間」は資格取得のために研修や講習を受ける場合に記載

※3：「研修機関」は資格取得のための研修や講習を主催する機関名を記載

添付書類

資格取得等に要する費用を明らかにした書類

令和 年 月 日

## 資格取得費用等助成決定通知書

様

社会福祉法人野洲慈恵会  
理事長 奥村義一

社会福祉法人野洲慈恵会資格取得支援規程第7条の規定により、助成を決定したので通知します。

資格等の名称	
試験日	年 月 日
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修機関	
資格取得予定日	年 月
助成金額	
備考	

令和 年 月 日

## 資格取得費用等助成金請求書

社会福祉法人野洲慈恵会  
理事長 奥村義一 様

所属 \_\_\_\_\_

職種・役職 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

私は、社会福祉法人野洲慈恵会資格取得支援規程第8条の規定に基づき、以下の通り助成金を請求します。

資格等の名称： \_\_\_\_\_

資格取得等に要した費用： \_\_\_\_\_ 円

### 添付書類

- ①取得した資格の資格証等の写し
- ②資格取得等に要した費用（受験料・研修費用・テキスト代等）を示す領収証等の書類